

業務指示書

スーダン国統合水資源管理能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年6月17日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 江尻 幸彦 Ejiri.Yukihiko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年6月22日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではあります。が、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

- （各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）
- （ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。
- （○）以下の要件で、補強を認めます。
- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
 - 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。
- 【業務主任（総括）について】
- （○）業務主任者（総括）については補強を認めません。
- （ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。
- 【その他の業務従事者について】
- （ ）次の団員については補強を認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

- （各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）
- （ ）外国籍人材の活用を認めます。
- （ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- （○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水資源管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／水資源管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水資源管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スーダン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 参加型合意形成】

- 1) 類似業務の経験：参加型合意形成（ファシリテーション技術含む）に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スーダン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地域社会・文化】

- 1) 類似業務の経験：アラビア語圏における社会学または民俗学に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スーダン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年7月1日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

()本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(SDG1 = 18.3207 円 , US\$1 = 111.0990 円 , EUR1 = 125.3560 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プrezentationは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 7月 7日(木) 13:30～15:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）2階 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／水資源管理

参加型合意形成

地域社会・文化

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

32.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、 2016年8月8日(月) までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
スーダン国統合水資源管理能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／水資源管理	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 参加型合意形成		(15.00)
ア) 類似業務の経験		8.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		2.00
ウ) 語学力		3.00
エ) その他学位、資格等		2.00
(3) 業務従事者の経験・能力： 地域社会・文化		(15.00)
ア) 類似業務の経験		8.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		2.00
ウ) 語学力		3.00
エ) その他学位、資格等		2.00
(4) 業務従事者の経験・能力：		()
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：		()
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

スーダン国は、世界最長の河川であるナイル川が国の中を南から北に貫流しているものの、首都ハルツームを含む国土の大半は年間降水量が300mm以下と限られ、慢性的な水不足は市民生活や経済成長の足かせとなっている。2010年における北部スーダンを対象とした水・衛生政策（国営水公社、2010年）によれば、国全体の水需要量（32.1km³/年）は水資源賦存量（29.5～31.5km³/年）を超過している。平均人口増加率が3.2%と高い水準にあることに加えて、國家25カ年給水戦略（2007～2031年）において、2031年までに給水率を100%、給水原単位を都市部150リットル/人/日、地方部50リットル/人/日に引き上げることを目標にしており、需要量は今後増加見込みであるため、水資源の需給バランスはさらにひっ迫することが懸念される。

水資源量は地域的に偏在しており、ナイル川の本川または支川の恩恵を受けられない地域では、需要量と資源量の差は一層大きく、安全な水へのアクセス率の全国平均が55%程度に留まる要因となっている。セクターごとの水の分配も課題の一つで、2010年時点の統計によれば、全水需要量の90%以上を農業及び家畜用水に使用しており、生活用水への充当分は3%と限られている。このような中、例えば、南部を流れるアブ・ハビル川流域では、住民と遊牧民との間や上下流の間で水分配に関する不満が生じている。他に、カッサラ市では井戸の水位や揚水ポンプの運転記録が不十分、ギルバダムでは堆砂の影響で貯水量が6割程度減少している等、水文データの観測体制や施設管理手法といった水資源管理の側面でも課題が多い。

このようにスーダンは、水資源に関して、賦存量が限られていることに加えて、地域的な偏在性や、水利用セクター間の不十分な調整、不適切な管理体制等、多様な課題を抱えている。このような厳しい水資源状況にも関わらず、スーダン政府は、科学的根拠に基づいた流域単位の水収支の評価を行っていないため、増大する水需要量を満足させる現実的な道筋を示すことができていない。これは、不適切な水資源管理と相まって、安全な水へのアクセス率や水利用効率が停滞している要因の一つとなっている。

このような背景に基づき、スーダン政府より我が国に対して、統合水資源管理に係る能力強化を目的とした協力要請がなされた。JICAは、同プロジェクトの必要性、要請の妥当性を確認するために、2016年1月から2月にかけて詳細計画策定調査を実施した。その結果、プロジェクトの枠組みについてスーダン側と合意し、今般実施の運びとなったものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 期待される成果

成果1：水収支の評価

成果2：水資源管理に係る課題の分析

成果3：特定地域における統合水資源管理の実践（パイロット活動）

成果4：戦略・法制度・体制に関する提言

(2) 対象地域

スーダン国全土

(3) 主な関係官庁・機関

水資源・灌漑・電力省 水資源技術機関（WRTO）、同省水資源関係部局（地下水・ワジ局、ナイル川・ダム局等）、水利用関係省庁（工業省、農業・森林省、家畜・水産省等）、州政府関係機関（公共事業省、州水公社等）

(4) プロジェクト実施期間

2016年8月から2019年8月までとする

3. 業務の目的

本業務は、統合水資源管理の実践を通して、関連法制度・体制等に係る提言を作成し、水資源管理に係る政策、戦略、計画等の質的向上及び水資源関連事業の改善に寄与することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、スーダン政府と締結した協議議事録（以下、「R/D」）に基づいて実施される「統合水資源管理能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 事業のフェーズ分け

本業務は、契約期間を以下の2つに分けて実施することを想定する。それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

- ・第1期：2016年8月～2017年8月

・第2期：2017年8月～2019年8月

(2) 本業務のコンセプト

「1. プロジェクトの背景」に記載の通り、スーダンは、水資源の賦存量が限られ、水需要が増加している中、水資源の戦略的かつ効率的な利用が益々求められている。実際に、水利用の現場では、井戸の過剰揚水が原因とされる地下水位の低下や、家畜用水と生活用水における水分配に係る課題等が生じている。一方で、それらを緩和するための科学的根拠に基づく流域単位の戦略・計画が不十分、または実践に至っておらず、長期的な水資源に係る課題の改善の兆しは見えていない。

このような状況を改善するために、本業務では、地域的な広がりを持つ水資源（表流水（上流・下流）、地下水等）や、多岐に渡るステイクホルダー（連邦政府、州政府、郡庁、水利用者等）を包括的にとらえる「統合水資源管理アプローチ」を用いる。その下で、スーダン側ステイクホルダーの主体性を重視した「参加型」かつ連邦及び地方行政における「実践」的な活動を通して得られる経験・教訓を基にして、水資源管理に係る法制度、計画、組織体制、手法等に対する有効かつ実行性のある提言を行うことを最終成果とする。

「実践」的な活動は、「連邦政府における実践」（コンポーネント1）と「特定地域における実践」（コンポーネント2）から構成される。「連邦政府における実践」では、水収支評価（成果1）と水資源に係る問題分析（成果2）を行い、定量的情報と定性的情報の両面により、各流域における水資源の現状を分析した上で課題を把握する。この連邦政府における活動を通して、優先順位の高い地域と課題を選定し、問題解決の実践に取り組む活動が「特定地域における活動」（パイロット活動：成果3）である。パイロット活動は、行政機関および水利用者（農家や住民等）等の利害関係者による参加型で実施し、問題・課題解決に結びつけると共に、水資源管理に係る法制度、計画、組織体制、手法等に対する提言（成果4）に反映させることを目的とする。

最終成果となる「水資源に係る提言」を真に実効性のあるものとするためには、多岐に渡るステイクホルダーの主体性を引き出し、関係者同士による徹底的な議論を促しながら、ステイクホルダー間で「気づき」や「問題の特定」を如何に共有できるかが鍵になる。そのためには、これまで国内外で蓄積してきた参加型水資源管理、水資源のコンフリクトマネジメントおよび社会的意思決定等に係る科学的知見を参考としながら、スーダンに適する統合水資源管理のアプローチ手法を見つけていく必要がある。

水資源及びその利用は、人々の生活や行動形態に直結しているため、対象地域の社会や民俗、文化的背景に十分配慮した上で、水利用者を巻き込みながら

活動を進める必要がある。この観点では、「参加型合意形成」や「地域社会・文化」といった社会学的な分野の担当団員が重要な役割を担う。

(3) 実施体制

プロジェクトの中で実践された統合水資源管理アプローチがプロジェクト終了後も継続・拡大するためには、プロジェクト実施期間中にスーダン側カウンターパート（以下、「C/P」）の主体的な活動を促し、日本人調査団は側面支援に徹する必要がある。この点を踏まえて、プロジェクトでは、現時点で考えられる効果的かつ持続的な実施体制を具体的に提案すること。

1) コンポーネント1（連邦政府における実践）

コンポーネント1のC/Pとして、水資源・灌漑・電力省の関係部局から9つの技術分野の職員を配置するようR/Dに明記し、スーダン側と合意している。これらC/Pの主体性を尊重した上で、適宜その他の関係省庁の協力を仰ぎながら日々の活動を進める。

2) コンポーネント2（特定地域における実践）

パイロット活動の対象地域が決まり次第、関係機関に対して速やかにC/Pの配置を依頼した上で活動を進める。C/P機関としては、対象地域が属する州政府関係省庁（公共事業省、農業・森林省、財務省等）の他、州水公社、郡庁、連邦政府（水資源・灌漑・電力省等）の地域事務所が想定される。

パイロット活動は、行政機関のみならず、農家や住民等の水利用者もステイクホルダーとして積極的に巻き込み、参加型で問題解決を図る。

3) 合同調整委員会

合同調整委員会（以下、「JCC」）は、プロジェクト全般の最終的な意思決定や活動内容の共有を目的として設置し、委員長はWRTO議長とする。

関係部局・省庁が多岐に渡り、これらステイクホルダーとの協議を積み重ねながら活動を進める本業務において、JCC及びJCC委員長は極めて重要な役割を持つ。WRTO議長は、元水資源・灌漑・電力省大臣で、現在もナイル流域イニシアティブ（NBI）におけるスーダン側の実質的な責任者等の要職を務め、強いリーダーシップと技術力を有する。プロジェクトに対する同議長の積極的な関与を維持するためにも、JCCを形式的なものに留めることなく、実質的な議論を促しながら、プロジェクトの方向性を決定する枠組みとして効果的に活用する必要がある。

4) プロジェクト・ダイレクター、プロジェクト・マネジャー

プロジェクト・ダイレクターは、WRTO副議長が務め、JCC委員長の指示の下、運営・実施全般に対する責務を負う。プロジェクト・マネジャーは、WRTO上級秘書官が務め、プロジェクト・ダイレクターの指示の下、日々の活動の監理を

担う。

(4) ステイクホルダー参加型の合意形成

本プロジェクトは、「連邦政府における実践」（コンポーネント1）と「特定地域における実践」（コンポーネント2）により構成されるが、いずれの活動においても、C/P の主体的な活動の下、ステイクホルダーとの協議を積み重ね、関係者間の妥協点を探りながら合意形成を図ることが活動の核となる。最終的には、合意形成が参加型で適切になされたのかを評価する。

ステイクホルダー協議では、スーダン側出席者が中心的な議論を担うよう、日本人調査団は側面支援に徹する。議論の活性化（ファシリテーション）も極力スーダン側 C/P が担うよう、適切に支援を行う。

合意形成を図る過程では、水収支評価結果（成果1）やスーダン国内外の統合水資源管理アプローチの成果・教訓（成果2）等を活用しつつ、課題やあるべき姿を定量化または視覚化してステイクホルダーにわかり易く説明する。

過去の水資源分野の開発計画調査型技術協力の中には、ステイクホルダー協議の実施を形式的なものに留め、その結果として、提案された提言や事業が実行されていないものも見られた。過去の教訓に学び、統合水資源管理アプローチの最初のステップである「気づき・問題の特定」の段階からステイクホルダーを積極的に巻き込まなければ、真に持続性のある活動とはならないことに十分留意する。

プロポーザルでは、参加型合意形成について、成果ごとに現時点でのどのような方法が考えられるかを具体的に提案すること。併せて、一連の合意形成が参加型で適切に実施されたかを確認する評価手法についても具体的に提案すること。

(5) 関連情報・データの収集

スーダンでは、水資源関連の情報・データ（降水量、河川流量、地下水位等）は機密情報として厳しく管理されており、詳細計画策定調査期間中に収集できたものは限られている。このため、プロジェクト開始後に必要情報・データが十分に提供されるよう、スーダン側と合意し、R/D に明記した。プロジェクト開始にあたっては、JCC 等の機会を活用し、関係機関の幹部に対して必要な情報・データ項目をあらためて提示し、遅滞なく情報提供するよう依頼すること。

プロジェクトの成果品については、JICA のウェブサイト等を通じた情報公開の可否について、スーダン側と十分な協議を実施する必要がある。

既存データの精査の結果、データ量が限られているものについては、衛星観測データ等により情報を適切に補完する必要がある。本プロジェクトで活用が想定される補完データは下記の通り。

1) 数値標高 (Digital Elevation Model: DEM) データ

- ・ SRTM (Shuttle Radar Topography Mission) (米国航空宇宙局(NASA)) (無料)
- ・ ASTER GDEM (Advanced Spaceborne Thermal Emission and Reflection Radiometer Global Digital Elevation Model) (NASA) (無料)

2) 土地被覆状況

- ・ MODIS (Moderate Resolution Imaging Spectroradiometer) (NASA) (無料)
- ・ Landsat-7 (米国地質調査所(USGS)) (無料)

3) 降水量

- ・ 3B42RT (NASA) (無料)

4) 水理定数

- ・ 既存の文献・データ

(6) 水収支の評価（成果1）

水収支評価の基本方針は下記の通りとするが、既存データの利用可能状況が判明次第、プロジェクト開始後にあらためてスーダン側関係者と協議を行った上で決定する。

1) 対象地域

全 18 州を対象とし、流域（または支流域）別に水収支を評価する。ただし、我が国の海外安全情報により「レベル3（渡航中止勧告）」と指定されている南西部地域については、日本人調査団は訪問できないため、主に既存文献・データを整理して水収支を評価する。

スーダン国は地域ごとの水資源特性から、ナイル川（白ナイル川、青ナイル川、アトバラ川、本川）を水源とし、「線」として扱われる地域「ナイルシステム」と、ナイル川からの取水が適わずに地下水盆やワジ（雨季のみ流量がある季節河川）を水源とし、「面」として扱われる「ノン・ナイル地域」に大きく分けられる。水収支の評価にあたっては、この「ナイルシステム」と「ノン・ナイル地域」のそれぞれの特性に合った手法を用いる。

2) 気象・水文データ

詳細計画策定調査によれば、気象・水文データについて、スーダンでは少なくとも、雨量は 400 カ所、ナイルシステムの流量は 24 カ所、ワジ流量は 62 カ所の観測所による記録があることが分かっている。

これら既存データを基にして水収支を評価することを基本とし、「（5）関連情報・データの収集」に記載した通り、衛星観測データにより一部のデータ

を補完する。

他国からの流入量については、スーダン国内における既存の観測データを基
本とし、入手可能な当該国の水資源開発計画等の資料を勘案して推定する。

3) 水需要量の推定

生活用水、灌漑用水、工業用水、発電用水等の各セクターの現在および将来
の需要量について、過去の実績及び将来の開発計画を踏まえた上で、季節変動
を考慮して推定する。

将来需要量の推定の基本となる計画目標年については、2015年9月の国連総
会で採択された「続可能な開発目標」(SDGs)の目標年(2030年)や、その他
スーダン政府内の関連計画の目標年を参考にして、スーダン側と協議の上で決
定する。

4) 水資源量の算定

ナイルシステムについては、ナイル流域イニシアティブで合意されている流
量を水資源量として用いる。

ノン・ナイル地域については、対象地域を200程度に区切った上で流出計算
を行い、水資源量を算定する。

流出計算手法は、既存データ量を踏まえた上で、スーダン側が求める成果を
発現し得るものを基本とするが、プロジェクト全体期間や持続性にも十分に留
意して選定する。

解析単位時間は、ワジの洪水流量や最乾季の水資源量が再現できるよう、日
単位を基本とするが、効率性等を勘案して適宜調整する。

5) 水収支の評価

水需要量と水資源量の検討結果を踏まえて、解析対象地域ごとに、降雨の季
節変動を考慮した水収支評価を行う。加えて、ノン・ナイル地域の主要都市(10
都市程度を想定)については、将来の水需要量を満たすための具体的な水資源
開発方策を提案する。

水収支の評価結果は、グラフやマップを活用して、プロジェクト関係者だけ
でなく一般のスーダン国民にも分かりやすい資料にするよう工夫する。

6) 国境をまたぐ表流水及び地下水の取扱い

スーダン国内にある水資源の中には、流域国が10カ国に及ぶナイル川の他、
ワジや帶水層にも国境をまたぐものが含まれる。これら国際河川・ワジ、越境
帶水層については、取水量や将来の水資源開発量に関して流域国との取り決め
がある場合は、それら合意された数値を用いることを基本とする。

特に、ナイルシステムの取水量については、「ナイル流域イニシアティブ」
により流域国間で合意されており、国際的に機微に触れる話題であるため、水
資源量の推定値やその取扱いには十分に注意する必要がある。

(7) 水資源管理に係る課題の分析（成果2）

1) 概要

スーダンにおける水資源管理は、様々な問題が顕在化しているものの、それらの原因が関係者間で適切に分析・共有されておらず、対策の実行には至っていない。例えば、北コルドファン州、南コルドファン州、白ナイル州の3州にまたがるアブ・ハビル川流域では、2010年に統合水資源管理計画が策定されたが、活動の実践には至っていない。結果として、住民と遊牧民との間や上下流の水分配に不満が生じている。その要因としては、3州の間の調整メカニズムの欠如や、水文データのモニタリング活動の不足等が考えられる。

成果2では、このように全国各地で生じている水資源に係る具体的な問題・課題を持ち寄り、関係者間で共有した上で、それらの原因を分析し、体系的に整理する。

2) 気づき・問題の特定

一連のプロセスを経て、関係者間で「問題を特定し、気づきを生む」ことは、統合水資源管理アプローチの最初のステップとして重視されるもので、成果2を実施する目的である。ステイクホルダーの間で内発的な「気づき・問題の特定」がなされなければ、その後に続くパイロット活動（成果3）や、実践的な提言（成果4）をスーダン側が主体的に実施することは難しく、ひいては、プロジェクト終了後の持続性に影響を及ぼす可能性があるため、C/P中心の実施体制とするよう十分な配慮が必要。この点を踏まえて、日本人調査団は側面支援を行うとともに、スーダン以外の国における水資源管理に係る教訓や好事例を適宜紹介し、議論の活性化を促す。

3) パイロット活動計画

体系的に整理された問題について、緊急度や影響の大きさを勘案して優先順位を付け、優先度の高い課題を対象にしてパイロット活動を計画する。同計画には、対象地域、活動内容、実施体制、実施工程、必要経費、進捗確認方法、成果の評価方法（定量的な指標、視覚的に認識可能な成果）等を含める。プロジェクト終了後の持続性に影響を及ぼす可能性があるため、C/P中心の実施体制とするよう十分な配慮が必要。この点を踏まえて、日本人調査団は側面支援を行うとともに、スーダン以外の国における水資源管理に係る教訓や好事例を適宜紹介し、議論の活性化を促す。

活動計画の作成に当たっては以下の点に留意すること。

（ア）対象地域

対象地域の選定においては、比較的水資源がひっ迫しているノン・ナイル地域を優先することとし、また、成果1の水収支評価結果も勘案して選定する。ただし、我が国の海外安全情報により「レベル3（渡航中止勧告）」と指定されている南西部地域については、日本人調査団は訪

問できないため、パイロット活動の対象地域としては想定しない。

なお、英國国際開発省（DFID）がスーダン東部地域において、統合水資源管理の概念に基づいた地方給水・衛生プロジェクトを実施している（2015年6月～2019年6月）ため、地域・内容が重複しないよう留意する。

（イ）箇所数

全体スケジュールや日本側投入量を考慮して1～3カ所程度を想定する。複数個所とした場合は、活動中に相互の情報共有を促すことで相乗効果が期待できることや、活動終了後の成果や教訓を比較分析できる等の利点があり、これらの点も踏まえて箇所数を決定する。

（ウ）内容

パイロット活動は、複数セクター（灌漑、家畜、生活、工業など）、上下流問題、表流水と地下水、多様な関係者（連邦・州政府・水利用者）の参加など、統合的アプローチが必要となるものが望ましい。

活動終了後に評価が可能なように、成果が視覚的に認識可能なもの、または、定量的に計測可能な活動とする。

（8）パイロット活動（成果3）

1) 目的

優先度の高い課題及び地域を対象として、水資源管理を改善する実践的な枠組み（戦略、法制度、組織体制、手法等）を構築するための教訓・提言を抽出する。

2) 問題分析

成果2の中で全国的な問題分析を行うものの、パイロット活動の対象地域が決まった後、地元のステイクホルダー参加の下、あらためて問題と原因を詳細に分析する。分析結果に基づいて、ステイクホルダー協議の下、現状を改善するための対策を決定する。これらの結果を受けて、パイロット活動計画を適宜修正する。

3) 対策の実施

問題分析を経て決定された対策について、参加型合意形成手法を軸にして、行政機関のみならず水利用者を積極的に巻き込みながら活動を進める。なお、水資源及びその利用は、人々の生活や行動形態に直結しているため、対象地域の社会や文化的背景を十分に配慮しつつ活動を進める必要がある。

4) 結果の分析

技術面、組織体制面、法制度面、社会・文化面等、多様な視点で活動結果を分析・評価し、教訓及び提言を抽出する。

(9) 戰略・法制度等に関する提言（成果4）

「水収支の評価」（成果1）、「水資源管理に係る問題分析」（成果2）、「パイロット活動」（成果3）の結果を総合的に分析し、水資源管理に係る枠組み（戦略、法制度、組織体制、手法等）を改善するための実践的な提言を行う。提言は、技術面、組織体制面、法制度面、社会・文化面等、多様な視点で行う。また、プロジェクト終了後、提言に沿って関連事業が実行されるよう、予算的な裏付けや、工程、担当部署、モニタリング方法についても確認する。

(10) 持続性の確保

本プロジェクトは、開発調査型技術協力プロジェクトであり、調査結果が重要な成果となるが、水資源・灌漑・電力省を中心とした関係部署の職員への能力強化を十分考慮して活動を進める。プロジェクト成果の持続性を高めるためには、現地傭人に過度に頼ることなく、C/Pとの共同作業を基本とする。なお、本業務の特徴を勘案すれば、現地傭人は、技術力のみならず、コミュニケーション能力や議論の活性化（ファシリテーション）に関する能力も重視して選定する必要がある。

地理情報システム（GIS）や各種解析ソフト・手法を用いる際は、操作に求められる技術力やソフトウェアの更新費用等を確認した上で、プロジェクト終了後にスーダン側の負担のみで更新できることを十分確認した上で選定する。

(11) 運営指導調査

JICAは、プロジェクト実施期間中、活動の進捗状況の確認のため、運営指導調査団を複数回派遣することを予定している。派遣時期と回数は、第1期及び第2期それぞれ複数回を想定しており、詳細はコンサルタントとJICAの協議により決定する。同調査の実施に際して、コンサルタントは、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。

(12) 本邦研修／第三国研修

本プロジェクトでは、技術移転の一環として、本邦研修または第三国研修を合計3回程度実施予定である。

コンサルタントは、本契約の第1期において、C/Pと協議しつつ、訪問国・地域の選定、研修対象者の人選（各研修5～10名程度を想定）、研修内容の検討、講師の選定、日程の調整（各研修二週間程度を想定）等を行うとともに、研修に同行して実施監理を担う。また、研修で達成する成果に加えて、講義・視察

内容、行程等の具体的な研修内容をまとめて、事前に JICA に提出する。

(13) 環境社会配慮

- 1) 戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program) (PPP) レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。
- 2) 複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された優先プロジェクトに対しスコーピング(環境社会影響項目の絞り込み)を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。
- 3) 主な調査項目は、以下のとおり。
 - a. 政策、計画等の目的・目標の検討
 - b. 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
 - c. 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
 - d. スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
 - e. ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
 - f. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - ・「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)との乖離
 - ・関係機関の概要
 - g. 影響の予測
 - h. 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(PPP レベル)
 - i. 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
 - j. モニタリング方法の検討
 - k. 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果(検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案)の作成
 - l. ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(14) 広報・啓発活動

本協力の意義、活動内容とその成果がスーダン及び我が国の国民に正しく理解されるよう、スーダン側関係機関とともに効果的な広報に努める。

6. 業務の内容

<第1期>

(1) 事前準備（国内作業）及び業務計画の立案、インセプション・レポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) 業務計画及びインセプション・レポートの作成

上記の結果をとりまとめて、業務計画及びインセプション・レポートを作成する。

3) インセプション・レポートの説明・協議等

インセプション・レポートを関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、R/Dで確認されている先方関係機関との責任の分担関係について確認を行う。

(2) コンポーネント1（連邦政府における統合水資源管理の実践）

1.1 法的枠組み及び組織体制のレビュー

(a) 法的枠組みのレビュー

- 統合水資源管理国家戦略, 2007
- 水資源法 1995
- 地下水条例, 2016
- 灌溉・排水法, 1990
- 給水・衛生政策, 2010
- 利用と管理のための地下水条例（2015年に、カッサラ州において地下水・ワジ局カッサラ事務所により提案された条例）

(b) 連邦及び州政府における組織体制のレビュー

組織図、役割と責務、職員数、財務状況、年間予算等

1.2 データ収集

(a) 自然条件

地形、地質、気象、水文、水理地質、自然環境、植生、土地利用、水質

等

- (b) 社会経済条件
人口、世帯収入、産業（農業、家畜、工業等）、連邦及び地方政府の予算等
- (c) 気象・水文、水理地質情報
降雨量、河川水位・流量、地下水位、堆砂、水質等
- (d) 水利用および管理の状況
灌漑、生活、家畜、工業、電力用水、舟運等の現在の水利用量及び管理体制
- (e) 環境社会配慮
開発に関する法規および承認手続き、国立公園、植物相、動物相、野生生物、歴史・文化的遺産、ジェンダー、貧困、水因性疾病等
- (f) 既存の開発計画
農業、家畜、都市、工業、水力発電、舟運等
- (g) ダム、堰、ハフィール（ため池）などの既存の水資源関連施設
設計容量および現在の容量、排水量、モニタリング・システム、運営・維持管理等

1.3 水収支評価の準備作業

1.3.1 水収支解析の考え方及び手法の確立

- (a) Nile System
- (b) Non-Nile 地域

1.3.2 現在及び将来水需要量の予測

- (a) Nile System
- (b) Non-Nile 地域

1.3.3 地形、地質、衛星画像の解析及び解析結果図の作成

- (a) 地形図の作成
- (b) 衛星画像解析によるリニアメントの抽出
- (c) 地質図および地質構造図の作成
- (d) 観測所および水利施設位置図の作成
- (e) ワジ（涸れ川）支流域の区分
- (f) 地下水盆の区分

1.4 水資源ポテンシャルの算定

1.4.1 Nile System の水資源ポтенシャルの算定

1.4.2 Non-Nile 地域の表流水資源ポтенシャルの算定

- (a) 降雨解析
- (b) 蒸発散量解析

- (c) 流出モデル構築
- (d) 流出解析の検証
- (e) 流出量の頻度分析
- (f) 表流水ポテンシャルの算定

1.4.3 Non-Nile 地域の地下水資源ポテンシャルの算定

- (a) 帯水層及び地下水盆の把握
- (b) 帯水層及び地下水盆の水理地質学的解析
- (c) 帯水層及び地下水盆における地下水涵養量の算定
- (d) 地下水ポテンシャルの算定
- (e) ワジ支流域区分に従った地下水ポテンシャルの区分

1.5 水収支評価

1.5.1 Nile System の水収支解析

1.5.2 Non-Nile 地域の水収支解析

1.5.3 季節変化を考慮した水収支評価

1.5.4 主要都市における将来の水資源ポテンシャルに関する提言

1.6 水資源管理に関する教訓のレビューおよび問題分析

- (a) 水資源管理に係る問題分析
- (b) 現地で実施された既往の活動を通して得られた教訓の蓄積

1.7 特定地域における統合水資源管理実践計画の策定（コンポーネント 2 で実践）

- (a) 特定地域及び実践内容の選定
- (b) 特定地域における実践計画の策定

1.9 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響を考慮した代替案の比較検討

（3） プログレス・レポート 1 の作成・説明・協議

水資源管理に係る法的枠組み及び組織体制のレビュー結果、データ収集結果、水収支評価の方針・手法、問題分析の方針・手法、パイロット活動の選定基準等について、プログレス・レポート 1 としてとりまとめ、JICA の確認を受けた上で、先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

（4） インテリム・レポートの作成・説明・協議

第 1 期の調査結果をインテリム・レポートとしてとりまとめ、JICA の確認を受けた上で、先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

＜第 2 期＞

(1) 第2期の業務計画の立案及びインセプション・レポート（第2期）の作成・説明・協議

第1期の成果及び実施状況等を踏まえて、改めて第2期の業務計画（調査内容や方法等）を立案する。第2期業務計画をインセプション・レポート（第2期）としてとりまとめ、先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) コンポーネント1（連邦政府における統合水資源管理の実践）

- 1.8 統合水資源管理の実施促進のための現実的な戦略、法制度及び組織体制に係る提言
- 1.9 戰略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響を考慮した代替案の比較検討

(3) コンポーネント2（特定地域における統合水資源管理の実践）

- 2.1 現状の課題及びその原因の把握
- 2.2 対応策の提案
- 2.3 対応策の実施
- 2.4 活動結果及び得られた教訓の分析

(4) プログレス・レポート2の作成・説明・協議

パイロット活動対象地域における問題分析結果、パイロット活動計画の修正版等を含めたパイロット活動の進捗について、プログレス・レポート2としてとりまとめ、JICAの確認を受けた上で、先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(5) プログレス・レポート3の作成・説明・協議

第2期調査の進捗について、プログレス・レポート3としてとりまとめ、JICAの確認を受けた上で、先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(6) プログレス・レポート4の作成・説明・協議

パイロット活動の結果及び教訓の分析結果等について、プログレス・レポート4としてとりまとめ、JICAの確認を受けた上で、先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(7) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

第1期及び第2期の成果を含めたすべての調査成果をドラフト・ファイナル・レポートとしてとりまとめ、JICAの確認を受けた上で、先方関係機関に説

明・協議し、基本的了解を得る。

(8) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する先方関係機関及び JICA のコメントを反映させて、ファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。

<全契約期間を通じての業務>

(1) JCC の実施

JCC を少なくとも半年に一度開催し、ステイクホルダー間で活動の進捗確認を共有するとともに、今後の活動計画や予算確保の確認、プロジェクトの実施にかかる重要事項の協議等を行う。

(2) 広報

コンサルタントは、以下への発信を最低限含めつつ、効果的な広報手法をプロポーザルで提案すること。

1) 現地マスメディアへの発信

プロジェクトの内容や成果をスーダン国内に広く周知させるため、プロジェクト開始・終了時ならびに節目となる活動の実施時期には、JICA スーダン事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見の開催や記者向け説明などを行う。また、C/P に対しても、現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかけを行う。

2) 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

本プロジェクトに関する現地機関、他援助機関・NGO 等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力を得られるよう、適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行う。特に、本プロジェクトにおいて取り組む施設モニタリングや研修については、全国的な普及には他州や他援助機関に広く活用される必要があるため、それに資する広報を行う。

3) 日本国内向け広報

プロジェクトの内容や成果を日本国内に周知するため、プロジェクトホームページの開設、JICA プロジェクト・ブリーフ・ノートの作成・配布、JICA 等の依頼に応じて各種セミナー・勉強会における講演に協力する。その他、効果的な広報手法を積極的に提案し、JICA との合意の下で実行する。

(ア) JICA 技術協力プロジェクトホームページ

案件開始とともにプロジェクトホームページを開設する。プロジェクトの活動に係る記事を定期的に寄稿し、国内広報に役立てる。寄稿に際して、コンサルタントは原稿執筆と写真の準備を行うこととし、サーバ準備や記

事のアップロード等の作業は JICA が行う。記事は難解な専門用語は避け、平易な表現にするなど工夫をし、一般国民が読んでも分かるように留意する。

(イ) JICA プロジェクトブリーフノートの作成・配布

各期の最後に、それまでの活動の進捗状況をもとに JICA プロジェクトブリーフノートを作成し、JICA に提出するとともに、関係機関に配布する。最終版の作成に当たっては、JCC への説明および内容に関する協議を踏まえること。なお、JICA プロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は「7. 成果品等」を参照のこと。

4) 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し、成果品として提出する。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は JICA に帰属するものとする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりと想定するが、報告書の提出時期や記載事項について、より効果的な提案があればプロポーザルに記載すること。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

また、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、受注者が当該資料の著作権にかかる交渉を行う。

1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、調査方法、調査工程、要員計画等

提出時期：第 1 期調査開始後半月以内

部 数：英文 50 部（簡易製本）

2) プログレス・レポート 1

記載事項：水資源管理に係る法的枠組み及び組織体制のレビュー結果、データ収集結果、水収支評価の方針・手法、問題分析の方針・手法、パイロット活動の選定基準、参加型合意形成に係る評価等

提出時期：調査開始 6 カ月後を目途

部 数：英文 50 部（簡易製本）

3) インテリム・レポート

記載事項：水収支評価結果、水資源管理に関する教訓のレビュー及び問題分析結果、パイロット活動計画、参加型合意形成に係る評価等を含む第1期の調査結果

提出時期：第1期終了時

部 数：英文 50 部（簡易製本）

4) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、調査方法、調査工程、要員計画等

提出時期：第2期調査開始後半月以内

部 数：英文 50 部（簡易製本）

5) プログレス・レポート 2

記載事項：パイロット活動対象地域における問題分析結果、パイロット活動計画の修正版等を含めたパイロット活動の進捗、参加型合意形成に係る評価

提出時期：第2期開始 6 カ月後を目途

部 数：英文 50 部（簡易製本）

6) プログレス・レポート 3

記載事項：第2期調査の進捗、参加型合意形成に係る評価

提出時期：プログレス・レポート 2 提出から 6 カ月後を目途

部 数：英文 50 部（簡易製本）

7) プログレス・レポート 4

記載事項：パイロット活動の結果及び教訓の分析結果、参加型合意形成に係る評価等

提出時期：プログレス・レポート 3 提出から 6 カ月後を目途

部 数：英文 50 部（簡易製本）

8) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：第1期及び第2期の調査結果全体

提出時期：現地業務終了の二カ月前を目途

部 数：英文 50 部（簡易製本）、要約編和文 5 部（簡易製本）

9) ファイナル・レポート

記載事項：第1期及び第2期の調査結果全体

提出時期：現地業務終了時（ドラフト・ファイナル・レポートに対するスーダン側コメント提出から一ヶ月以内）

部 数：英文 60 部（製本）、要約編英文 60 部（製本）、要約編和文 5 部（製本）、CD-R50 部

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内（第 1 期、第 2 期）

部 数：和文 3 部（簡易製本）

2) 業務実施報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心に記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、第三国研修等を含めて、業務の中で実施した技術移転の活動及び効果について記述

④活動内容（参加型合意形成）

参加型合意形成の手法・工夫・教訓、合意形成の過程及び結果に関する評価、合意形成の過程及び最終成果に反映された参加者の意見、文化・民俗面の配慮事項等について記述

⑤業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑥提言した「水資源管理を改善する実践的な枠組み（戦略、法制度、組織体制、手法等）」の具体化に向けての提案・課題

（添付資料）

a) 業務フローチャート

b) 業務人月表

c) 研修員受入れ実績

d) 調査用資機材実績（引渡リスト含む）

e) 合同調整委員会議事録等

f) その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文 3 部（簡易製本）

3) JICA プロジェクト・ブリーフ・ノート

記載事項：

コンサルタントは、プロジェクト終了時までの活動の進捗状況に沿って JICA プロジェクト・ブリーフ・ノートを作成する。JICA プロジェ

クト・ブリーフ・ノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等をわかりやすくまとめた対外広報用資料である。本業務終了時にスーダン側への説明及び協議を行い、協議結果を踏まえて、JICA プロジェクト・ブリーフ・ノートを修正する。なお、JICA プロジェクト・ブリーフ・ノートの内容及び留意点は以下の通りとする。

(ア) JICA プロジェクト・ブリーフ・ノートの基本コンセプト

- ・プロジェクトのエッセンスを全て取り込み、簡潔な文書とする（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ→アプローチの実践結果→プロジェクト実施上の工夫・教訓）。
- ・プロジェクトの最初から最終結果までを含むようにする。
- ・図表を多く取り入れて分かりやすくする。
- ・カラーにして見た目にも美しくする。日本語、英語の両方で作成する。
- ・和文・英文共に A4 版 8 枚程度とし、図表、写真を取り入れて分かりやすくプロジェクトの内容を説明する。
- ・項目立ては基本的に「1. プロジェクトの背景と問題点」「2. 問題解決のためのアプローチ」「3. アプローチの実践結果」「4. プロジェクト実施上の工夫・教訓」の 4 段落の構成とする（最後にプロジェクト実施期間を明記）。また、本文終了後に参考文献のリストを添付する。1 ページ目はタイトル（タイトルの左下に JICA のロゴ）、写真、対象地域地図で半ページを使用し、その後本文を記載する。本文は 2 段組みとし、日本語版のフォントに関しては、タイトル見出しのフォントは MS ゴシック（太字）で大きさは 16、タイトル上の「JICA プロジェクト・ブリーフ・ノート」の文字、副題及び作成年月は MS ゴシックで大きさは 10.5 とする。4 段落それぞれの項目のタイトルは MS ゴシックで大きさは 12 とし、本文は MS 明朝で大きさは 10.5、日本語本文中の英語は Times New Roman で大きさは 10.5 とする。
- ・英語版のフォントに関してはタイトル見出しのフォントは MS ゴシック（太字）で大きさは 16、「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月は MS ゴシックで大きさは 10.5 とする。
- ・4 段落それぞれの項目のタイトルは MS ゴシックで大きさは 12 とし、本文は Times New Roman で大きさは 10.5 とする。その他、詳細に関しては特に規定しない。
- ・「JICA プロジェクト・ブリーフ・ノート」の作成に際して使用した写真、図等を利用してプレゼンテーション用のパワーポイント

資料を作成する（詳細は自由）

提出時期：業務終了時

部 数：英文1部、和文1部（簡易製本）

4) 議事録等

スーダン側と行う重要な協議や、JICAとの各種協議については、概要を議事録に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。

5) 日本の会計年度毎の研修人数

スーダン国内外で研修、セミナー、ワークショップ等で能力強化をおこなった人数を毎年度末にJICAに報告する。

6) その他

上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第1期：2016年8月～2017年8月
- (2) 第2期：2017年8月～2019年8月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約73M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに記載すること。

- 1) 総括／水資源管理（2号）
- 2) 参加型合意形成（2号）
- 3) 地域社会・文化（3号）
- 4) 表流水開発・管理
- 5) 地下水開発・管理
- 6) 都市及び地方給水
- 7) 農業・灌漑・家畜
- 8) 環境社会配慮
- 9) 組織／制度
- 10) GIS／データベース

3. 相手国の便宜供与

本事業に係るR/Dを参照のこと。

4. 配布資料・公開資料

【配布資料】

- ・統合水資源管理能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書（案）
- ・統合水資源管理能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査 収集資料

- ・統合水資源管理能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査 協議議事録 (M/M)
- ・統合水資源管理能力強化プロジェクト R/D
- ・統合水資源管理能力強化プロジェクト リスク管理チェックリスト

【公開資料】

本プロジェクトに関連した以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) にて公開されています。

- ・水供給人材育成プロジェクト(フェーズ2)プロジェクト業務完了報告書
- ・カッサラ州基本行政サービス向上による復興支援プロジェクト プロジェクト業務完了報告書
- ・ダルフル人材育成プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査最終報告書
- ・ダルフル及び暫定統治三地域人材育成プロジェクト終了時評価調査報告書
- ・東部・農業支援協力プログラム準備調査報告書（第1次調査）
- ・農業セクター基礎情報収集・確認調査報告書
- ・北部食料生産基盤整備計画協力準備調査（その1）報告書
- ・プロジェクト研究 統合水資源における援助アプローチの検討：全国水資源マスターplanのレビュー 報告書

5. 機材の調達

(1) 業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、機材の調達は「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に則って行うこととする。

(2) 車両(4WD)について、本プロジェクトの活動用に2台をJICAスーダン事務所が新規調達する予定。2016年12月末を目途に調達完了することを前提にして、これらの車両に関する運転手傭上や燃料、保険、点検に係る経費を本見積もりに計上すること。上記2台の車両以外にレンタカーが必要な場合も併せて本見積もりに計上すること。

6. 再委託

再委託を行うことが適当と考えられる調査については、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、受託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き

（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、これにかかる費用は本見積とする。

7. その他留意事項

（1）複数年度契約

本業務に関しては、各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度に跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができるることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

（2）安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAスーダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

（3）不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

公示案

番号：160343
68492

国名：スーダン 担当：地球環境部
案件名：統合水資源管理能力強化プロジェクト

1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2016年6月8日から2016年6月14日12:00まで
※受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。
※配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。
(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2016年6月8日から2016年6月14日23:59まで
※上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2016年7月1日12:00まで
※提出場所はJICA本部1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：7月中旬
- (5) 契約交渉（予定）：7月下旬～8月上旬

2 業務の内容

1. 業務目的

本業務は、統合水資源管理の実践を通して、関連法制度・体制等に係る提言を作成し、水資源管理に係る政策、戦略、計画等の質的向上及び水資源関連事業の改善に寄与することを目的とする。

2. アウトプット（成果）

成果1：水収支の評価

成果2：水資源管理に係る課題の分析

成果3：特定地域における統合水資源管理の実践（パイロット活動）

成果4：戦略・法制度・体制に関する提言

3. プロジェクトの構成

- 最初の1年間は、『連邦政府における実践』（コンポーネント1）として、「水資源量・需要量の評価」（成果1）と「水資源に係る問題分析」（成果2）を行い、定量的情報（解析データ）と定性的情報（経験知）の両面により水資源の現状・課題を把握する。検討結果を踏まえて、『特定地域における実践』（コンポーネント2）の対象地域及び活動内容をとりまとめる。一連の活動をステイクホルダーと協同で進めることにより、水資源に係る包括的な理解・気づきを促進する。
- 2年目からの1年半は、パイロット活動として、ステイクホルダーと共に『特定地域における実践』（コンポーネント2）に取り組む。（成果3）
- 最後の半年間では、それまでの活動結果を基にして、水資源に係る実践的戦略・法制度、体制等に係る提言を行う。（成果4）

3 条件等

（1）参加要件

海外における水資源管理に係る各種業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（2）参加の制限

特になし。

4 契約期間（予定）

2016年8月上旬～2019年8月上旬

5 想定人月（予定）

73 M/M

以上

